平成２４年度 北広島市政策評価報告書

平成２４年８月

北広島市総合計画庁内推進会議

１　政策評価の実施について

当市では平成１５年度から事務事業評価を実施し、平成１９年度からは施策評価の導入に向け試行を行い、政策評価を政策形成や予算編成に活用するシステムの構築を目指し改善を行ってきました。平成２３年度には政策評価支援機能の構築を委託により実施し、推進計画情報とのリンクを図り、評価事務のスピードアップと評価結果の公表事務の省力化に取り組みました。

事務事業評価は、それぞれの事務事業の実施状況を把握し事業の改善を図ることが主体であり、施策評価は、施策を構成する事務事業がどれだけ施策に貢献しているかなどの視点で事業の優先度を明らかにすることが可能です。

このため、当市を取り巻く社会経済状況などを考えた場合、これら評価を活用した政策形成や予算編成での事務事業の選択、総合計画推進計画の進行管理が重要になります。

また、職員や組織が常に施策を意識し、その実現のために事務事業を実施するという政策重視型の行政運営への転換を図っていくためにも政策評価は有効です。

政策評価は、政策の企画立案や見直し・改善に反映させることが目的であり、定型的な執行業務は対象にしていません。執行業務については、根拠となる法規に従って適切になされているがどうか、能率的になされているかどうかという観点から「事務監査」の対象になります。

２　政策評価の前提条件について

地方自治体を取り巻く環境は、今後も厳しい社会経済状況が続き、また、地域主権改革の進展などにより、多岐にわたる分野で市の行政サービスへのニーズの高まりが予想されます。また、市庁舎をはじめとする各公共施設の老朽化に伴う建て替えや再配置、大型公共施設の大規模修繕にも備えていかなければなりません。このため、市では財政健全化と持続可能な行政の実現はもとより、行財政運営のあり方そのものの改革が迫られています。

これまでの政策評価により、かなりの部分について事業改善がなされてきておりますが、さらに政策評価を活用しそれぞれの施策や事務事業の効果、効率などを明らかにし、施策や事務事業の選択と重点化を進める必要があります。

（前提条件）

〇限られた財源の中で何を市として選択するのか、政策評価を活用して政策に優先度をつけなければならない状況にある。

〇重点施策を中心に効率的で効果的な事業を選択し、財源を重点的に配分するなど「選択と重点化」を徹底する必要がある。

３　政策評価の手順について

（１）担当課による自己評価（１次評価）

事務事業評価調書を各課に配布し、担当課自身で評価を行う。（４月～５月）

（２）行政推進課による点検と評価案の作成

行政推進課で各課から提出された評価調書を点検し、市としての評価案を作成する。（５月～７月）

（３）北広島市総合計画庁内推進会議での評価検討

政策評価報告書を決定する。（８月）

（４）北広島市政策評価報告書の公表

平成２４年度北広島市政策評価報告書を公表する。（９月）

４　平成２４年度評価対象事業（平成２３年度実施事業）について

第５次総合計画は、全６章４４節１２４施策から成り立っています。今年度は「２０１２推進計画」（平成２４～２６年度）に掲載されている３６７事業のうち、平成２３、２４年度終了事業と平成２４年度以降の開始事業を除いた３１３事業について、評価を行いました。

平成 23 年度実施事業

区　分		件　数（単位：件、%）		平成 23 年度決算（単位：千円、%）	
1	ソフト事業（義務）	28	8.9	4,192,624	53.2
2	ソフト事業（任意）	148	47.3	1,503,600	19.1
3	補助・負担金等事業	80	25.6	580,250	7.3
4	施設管理等事業	12	3.8	482,620	6.1
5	内部管理事務	16	5.1	187,469	2.4
6	計画策定事務	8	2.6	28,688	0.4
7	施設等整備事業	17	5.4	874,452	11.1
8	施設等整備事業（補助金・負担金）	4	1.3	34,134	0.4
合　計		313	100.0	7,883,837	100.0

【事業類型について】

1 ソフト事業（義務）：法令などにより実施が義務付けられた下記以外の事業

2 ソフト事業（任意）：市が自主的に実施する市民サービス事業（施設管理運営事業を含む）

3 補助・負担金等事業：補助金・負担金交付の形態で実施する市民サービス事業（施設など整備事業に分類される事業を除く）

4 施設管理等事業：ソフト事業を実施しない施設や道路、公園などの維持管理（修理）事業

5 内部管理事務：直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務

6 計画策定事務：各種計画を策定する事業

7 施設等整備事業：市民利用施設の建設、道路や公園などの整備事業、情報システムの構築事業

8 施設等整備事業（補助金・負担金）：補助金・負担金交付の形態で実施する上記施設等整備事業

５　政策評価における「評価」と「ランク」について

評価にあたっては、「評価における定性分析評価基準」を利用しました。各事務事業の目的や目標が適切に設定されているか、妥当性、有効性、公平性をチェックしました。また、施策の実現に事務事業がどのように寄与、貢献しているかなどの視点から施策内での優先度を明らかにするランク付けを行いました。

なお、評価基準については、さらに見直しを重ね評価の精度を上げていく必要があります。

□「評価」について

評価は、平成２３年度の実施状況を踏まえ、平成２５年度以降の方向性を次の①～⑥の区分で行いました。

①　「拡大重点化」

政策判断により、対象者の拡大や給付費の増加など制度の拡大を図る事務事業。

原則として、事業費の増加を伴います。ただし、複数年にわたる建設事業等（ハード事業）で、当初計画通り事業を実施することにより、年度によって事業費が増加する場合がありますが、この場合は「現状継続」とします。

また、法律の改正等によって事業費が増額するなど政策判断の伴わない場合は、「現状継続」とします。

②　「現状継続」

①及び③～⑥以外の事務事業。

事業の手法や方向性が現行のままで、原則として事業費の増減がない事務事業。（軽微な事業費の増減及び対象人数の増など社会的要因による事業費の増減の場合も含みます。）

③　「見直し」

政策判断により現在の事業の実施方法等を変更（改善）する事務事業。

この場合、事業費は同額か減少となります。（事業実施内容の変更により事業費の削減を図る場合や民間に業務を委託することにより、事業の効率化を図るものなどが該当になります。）

なお、見直しの結果、事業費が拡大になるものは「拡大重点化」となります。

④　「統合」

他の類似事業と統合することにより、効果の拡大や事業の効率化を図る事務事業。（統合により事業費の増加になるものは「拡大重点化」に

なります。）

⑤　「休止・廃止」

事務事業の効果並びに必要性を検証するため一旦休止する事務事業。事業効果がないことから廃止する事務事業。

⑥　「終了」

事業目的の達成により終了する事務事業。定められた一定の時期において事業が終了する事務事業。

□「ランク」について

「評価」を踏まえ、施策内の事業について次の１～４の区分でランク付けを行いました・

１ …　経営資源（職員・予算等）を最優先で配分する事業。

２ …　経営資源を前年度並み又は原課の要求通りに配分する事業。（法律に基づいて執行される事業を含む。）

３ …　原則として、経営資源を前年度並みに配分する事業。２より優先度が劣る事業。

４ …　経営資源を減配分する事業。

６　評価結果について

□「評価」

評価対象事業	拡大重点化	現状継続	見直し	統合	休止・廃止	終了
３１３	7	２７０	２１	１１	3	1

□「ランク」

評価対象事業	1	2	3	4
３１３	7	１０８	１７１	２７

□進捗状況について

当市は第５次総合計画を策定し、将来都市像を「希望都市」「交流都市」「成長都市」と定め、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざし新たなスタートを切っています。

総合計画ではこの「めざす都市像」の実現に向けた事業を、６つの基本目標、「支えあい健やかに暮らせるまち（健康・福祉)」「人と文化を育むまち（教育・文化)」「美しい環境につつまれた安全なまち（環境・安全)」「活気ある産業のまち（産業・労働)」「快適な生活環境のまち（生活・都市基盤)」「計画の実現に向けて（行財政運営・地域)」として政策分野ごとに整理し取り組んでいます。さらに、６つの基本目標達成に向け、４４政策、１２４施策からなる事業を行っています。

今年度は、３１４事業について評価を行いましたが、２７１事業が現状継続となっており、現時点では、各事業の目標設定、実施内容、実施手段など概ね適正に行われており、全体的に各事業は推進計画に基づき適切に行われていると考えられます。

□施策体系及び事務事業について

評価対象とした各事業は、基本計画に掲げた政策・施策を効果的に実施するための事業として推進計画に位置づけられていますが、事業内容の変化により、他の施策に位置づけられるべき事業が見受けられました。（※1）

また、法に基づく給付という性格が同じでも、推進計画に位置づけられているものとそうでないもの、同様の趣旨の事業を行っていても複数の事業に分かれているものと一つの事業にまとまっているものがありました。（※2）

さらに、評価対象事業と一体をなす経費の一部が経常経費に計上されているものや、政策として実施した事業が経常経費に計上されているものがありました。（※3）

平成２５年度から平成２７年度の推進計画策定においては、これらの事業を含めた各事業の位置づけを検討し、適正な評価を行っていく必要があります。

※1：青少年健全育成啓発事業、消費者行政活性化事業、北広島消費者協会活動支援事業

※2：障がい者介護・訓練等給付事業、介護保険法の居宅介護サービス給付費など、高齢者支援センター運営事業、成年後見制度利用支援事業、障がい者相談支援事業

※3：中学校武道・伝統芸能整備事業、有料駐車場管理運営事業、里親公園制度

□公共施設の修繕等について

当市は、昭和４０年半ばの道営北広島団地等の開発以降、人口が急増し多くの公共施設（道路、橋梁、街路樹、上下水道、公園、公共建築物）が整備されました。このため、今後、老朽化した施設の改修や耐震化が必要になるなど一挙に更新時期を迎えることになります。

公共建築物を例にとると、築後年数の長い施設の割合が年々高くなっていますが、特に、施設の劣化が急激に進行する築後３０年以上のものは、全体の４５％程度であり、１０年後には６６％に達する見込みです。建築後３０年以上のこれらの施設では、大規模な修繕や設備機器の更新などが増えるため、今後急速に進行する施設の老朽化に対する適切な対応を行うことが喫緊の課題となっています。

また、公共施設については、それぞれ整備補修事業計画や長寿命化計画などが策定されていますが、その修繕等においては、予算的制約などから目標達成まで数十年を要すると見込まれている事業がありました。

公共施設に係る計画策定にあたっては、どの時期にどの程度の修繕・改修費用が発生するか予測するとともに、推進計画への掲載や予算要求に向け、重要度（安全性、機能）・劣化度（緊急性）・故障時のリスク等修繕優先度を決定していく手法の確立が求められます。

また、地域における年齢構成等の変化により、公共施設の需要と供給に偏りが生じてきており、今後の財政状況を考えた場合、現有資産を活かしたなかで総量を抑制しながら効率的で効果的な施設整備を行う、公共施設再配置計画の早急な策定が必要になります。

□補助金・交付金について

補助金・交付金については、団体または個人が行う事務事業が行政目的に合致し、公益上必要のある場合に交付するものであるため、北広島市補助金等交付基準を定め、補助金については原則として事業費の１／２以内の補助とすることや、規則や要綱等において、補助の目的、対象、補助金額の算出方法を明確にすることとしています。また、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを検証するため、適時見直しをすることにしています。

しかし、補助金において、要綱等に特別な定めがないにもかかわらず運営費の一部を補助対象経費としているもの、補助率が１／２を超えているものや、毎年同額の補助を行っている補助金において、２年続けて決算額の１０％以上が執行残として翌年に繰り越されているものがあります。補助金の目的や必要性を改めて精査し、補助事業の内容や補助金額について根本的に見直すことが必要です。

□使用料・手数料の見直しについて

受益者負担の見直しについては、「北広島市行財政構造改革・実行計画」において改革項目として掲げられており、平成 25 年度中に使用料、手数料の見直しを行うこととしています。特に、使用料が無料となっている施設や、無料で実施しているサービスについては、受益者負担の原則と公平性の確保の観点からコストや利用実態を検証し、適切な対応を行っていく必要があります。

□成果指標設定の困難性について

政策評価導入のねらいの一つは、財政事情が厳しいため政策の全面的な見直しを行うことにありました。これからの高齢化社会や人口減少社会での財政事情を考えれば行政の受持ち範囲の見直しや政策の抜本的な取捨選択は避けられず、効果の大きい政策に重点化するため、その判断の物差しとして政策評価に目がつけられた側面がありました。

しかし、この部分については試行錯誤が続き、確たる成果が出ていないと思われます。政策の効果や成果の把握は簡単にはできないものが多く、そ

のために政策の優劣を判断できないでいるという事実があります。

例えば、特定健康診査・特定保健指導事業の場合、この事業の効果は最終的には医療費が減少したかどうかを測定することになりますが、実際の医療費は、高齢化の進展、人口や医療機関の増減、医学・医療技術の進歩など複数の要素が影響するため、事業の効果だけを切り離してみることは困難です。

行政にはこのように特定の政策の効果だけを取り出して測定することが困難である分野や、文化の振興、青少年の健全育成のように精神的な価値観を追及する分野など何が成果を表す指標とすべきか、難しいものがあります。

評価調書をみても、成果指標の無いものや成果指標として掲げられている指標が、活動指標ではないかと思われるものがかなり見られます。

一部には成果指標を設定する担当課の成果指標に対する認識不足や理解不足もありますが、多くの場合は、所管している事業が「活動の効果だけを取り出して成果を測定することが困難な事業（成果が他の要因によって左右されやすい事業）」や「成果を測定する具体的な方法・手段が見当たらない事業（成果の数値化、把握が困難な事業）」であることが原因となっているものです。

このような場合、他の自治体の状況との対比や満足度・重要度調査の活用が必要と思われます。

また、現行のように担当課だけで成果指標を決定するのではなく、「二次評価機関」や「外部評価機関」などと協議しながら設定する仕組みづくりが必要であると考えます。

政策評価は行政のＰＤＣＡサイクルの構築など行政の体質改善を進める役割は果たしつつありますが、政策を取捨選択する役割を果たすためには、まだ多くの努力と工夫を必要とする状況にあります。

（資　料）

□評価における定性分析評価基準

項　目	内　　容	説　　明
事業区分	1　ソフト事業	(1)　一部事務組合の負担金等、構成市として支払い義務のある事業。
		(2)　国、道の補助事業で市として実施しなければならない扶助費的な事業。
		(3)　市単独事業であるが、実施しなければ市民生活に著しい影響を及ぼす事業。（市民生活に直接影響を与えるもの）
		(4)　市民に直接的に働きかけることにより、市民の生活向上につながる事業。
		(5)　国、道の補助事業であるが、市が任意で実施している事業。（実施すれば国や道の補助対象になる事業、法令で規定されているが実施するかしないかは市町村の意思による事業）
		(6)　市単独事業で実施しなくても市民生活に影響のない任意的な事業。
		(7)　その他　（1）から（6）に該当しない事業。
	2　ハード事業	(1)　他市町村との連携により実施しなければならない事業。
		(2)　市民の生命・財産を守るために実施しなければならない事業。
		(3)　完成年限が定められている補助事業。
		(4)　完成年限が定められている市単独事業。
		(5)　市民生活の利便性の向上のために実施する事業。
		(6)　その他　（1）から（5）に該当しない事業。
法　　令	市が直接関与するよう法律や法令で定められた事業	実施事業の根拠。国あるいは道が実施すべき事業などではないか把握するため。
	市条例により実施する事業	市が実施している根拠、又は国、道の基準に上乗せしている根拠、その妥当性を判断するため。
	市規則・要綱等により実施する事業	
事業の性質	①推進計画掲載事業である。	法令ではなく、予算を措置して事業を実施する根拠の把握。
	②マニフェスト事業である。	上記事業と同一基準で評価を行うが、見直し、廃止などとなった場合は市長に判断を求める事業。

	③過去の経過から緊急に実施しなければならない事業である。	評価基準により内部評価は他の事業と同一に扱うが、その経過の当否について別途協議する事業。
妥 当 性	①事業の目的、効果が明確である。	第三者が聞いて理解できるかどうかを基準に判断。記載内容で判断するのではなく、不明な場合は聞き取りを行う。説明責任の根幹であり、明確、不明確の二者択一で判断。不明確の場合には合議で判断。（普及啓発事業については、空欄とする）
	②事業の成果や効果が判断できる客観的な指標が設定されている。	明確、不明確で判断。事業によっては困難な面もあるが、説明責任を明らかにする資料であり、不明確な場合には、見直し対象事業ともなる。（指標が記載されていても結果の数字としか読み取れない場合は、指標と判断せず空欄とする）
	③先延ばしできない事業である。	緊急性の有無の二者択一で判断。客観的な指標が不明な場合は、人命にかかわるなど、その目的の緊急度などにより別途合議する。
	④国や道と重複した事業ではない。	重複の有無の二者択一で判断。重複している場合はその目的効果により見直しの対象となる。
	⑤市が実施する必要性の高い事業である。	民間等で実施可能な事業であるかどうかにより二者択一で判断。
	⑥監査等から見直し、改善などの指導がされていない。	監査から指摘された事項がある場合は、基本的に見直し対象となる。ただし、単純な事務の見直しと事業の見直しが考えられるので最終的には合議による。
効 率 性	①費用・労力に見合った効果が明確である。	目的などとは別に費用対効果で判断。
	②他市町村の支給基準と比較しても過大な財政負担となっていない。(支給基準内での負担)	費用対効果が明確でない事業もある。この場合、他市町村の実施状況を参考とする。市単独で他市町村に例がない場合は、事業そのものの見直しの判断にもなる。（道等の補助対象となる事業で、補助基準どおりであれば過大でないと判断する。単独事業であるが、他市町村でも同様の事業を実施している場合、その基準や予算額が比較対象となる）
	③市民の協働が可能な事業、或いはアウトソーシング等により効果的に実施している事業である。	市が実施すべき事業ではあるが、その手法として市民との協働、或いは指定管理者制度などを利用し、費用対効果が高くなっているかの観点から二者択一。
有 効 性	①事業を廃止・休止したら市民生活に影響がある。	対象者数ではなく、その目的から二者択一で判断。（無いより有った方がよいと判断される事業は空欄とする。）
	②他に類似した事業がない。	目的や対象者が異なるが、他に同一内容の事業があるか、ないかの二者択一で判断。
	③事業改善の検討が行われている。	事務事業の基本であり、記載されていない場合は聞き取りで確認。漠然と実施されている場合は、見直しの対象。各種手当の支給額の変更など制度変更への対応の検討が判断の一つとなる。

公 平 性	①受益者負担がある。	「○○教室」などが対象になる。しかし、事業によって必ずしも受益者負担が必要でない事業もあり、その場合は「△」表示とし、三段階評価とする。
	②受益者負担の割合が明確になっている。	上記と同じ三段階評価とする。
	③事業実施による利益が特定の個人や団体に偏っていない。	事業が３歳児とか、６５歳以上といったように特定されているかどうかの二者択一で判断。（事業の性格上、だれが見ても必要な事業であっても、年齢制限があるような場合は空欄とする。）
優 先 性	①市民が重要と考えているが満足度の低い事業である。	市民意識調査を参考に二者択一。
	②時代の変化に対応した事業である。	最終的に協議で決定。
	③施策を達成するために貢献度が高い事業である。	最終的に協議で決定。

□北広島市総合計画（第５次）施策体系

章（基本目標）	節（政策）	施策	
第１章　支えあい健やかに暮らせるまち	第１節　健康づくり・地域医療の充実	1	健康づくりの推進
		2	保健予防の推進
		3	医療体制の充実
		4	国民健康保険事業の適正な運営
	第２節　地域福祉の推進	1	地域福祉推進体制の充実
		2	地域福祉活動の推進
		3	福祉環境の充実
	第３節　子育て支援の充実	1	子育て環境の充実
		2	ひとり親家庭への支援
		3	児童の健全育成
		4	療育指導の充実
	第４節　障害福祉の充実	1	地域生活支援の充実
		2	社会参加の促進
	第５節　高齢者福祉・介護の充実	1	生きがいと社会参加の促進
		2	介護予防と自立の支援
		3	介護サービスの充実
		4	地域支援体制の推進
	第６節　社会保障制度の充実	1	低所得者援護の充実
		2	医療援護の推進
	第１節　「生きる力」を育む学校教育の推進	1	幼児教育の振興・充実
		2	豊かな心を育む教育の充実

第２章　人と文化を育むまち		3	確かな学力を育てる教育の充実
		4	健やかな体を育てる教育の充実
		5	特別支援教育の充実
		6	社会の変化や課題に対応した教育の推進
	第２節　信頼され、魅力ある学校づくりの推進	1	開かれた学校づくりの推進
		2	教育環境の整備
	第３節　家族・青少年健全育成の推進	1	家庭の教育力向上への支援の充実
		2	教育相談体制の充実
		3	地域が支える健全育成活動の充実
	第４節　社会教育の充実	1	学習活動への支援の充実
		2	学習機会の充実
		3	施設の充実による学習環境の整備
	第５節　歴史の継承と創造	1	エコミュージアム構想の推進
		2	文化財の保存と活用
	第６節　読書活動の充実	1	図書館サービスの充実
		2	子どもの読書活動推進
	第７節　芸術文化の振興	1	個性豊かな地域文化の振興
		2	市民等との連携による芸術文化活動の展開
	第８節　スポーツ活動の推進	1	健康で生きがいのあるスポーツ活動の促進
		2	競技スポーツの振興
		3	スポーツ施設の整備と運営
	第９節　大学との連携	1	大学との連携
		2	地域活動の促進
	第１０節　交流の促進	1	広域的な交流の促進

		2	姉妹都市交流事業の拡充
		3	国際交流の促進
第３章　美しい環境につつまれた安全なまち	第１節　環境の保全	1	地球環境の保全
		2	公害対策の推進
		3	自然環境の保全
		4	環境保全意識の向上
		5	環境衛生の充実
	第２節　廃棄物対策の推進	1	ごみの減量化・リサイクルの推進
		2	ごみ処理体制の充実
	第３節　水と緑の空間の充実	1	緑化の推進
		2	親水空間の保全
		3	公園の整備
	第４節　防災体制の充実	1	防災対策の推進
		2	自主防災組織の充実
		3	治山・治水の推進
	第５節　消防・救急体制の充実	1	消防体制の充実
		2	火災予防の推進
		3	救急救命体制の充実
	第６節　交通安全の推進	1	交通安全意識の充実
		2	交通安全環境の整備
	第７節　防犯対策の推進	1	防犯意識の普及啓発
		2	犯罪が起こりにくい環境づくり
	第８節　消費生活の安定	1	消費者教育の拡充
		2	消費者保護の推進

第４章　活気ある産業のまち	第１節　農業の振興	1	担い手の育成
		2	農地の利用・保全
		3	都市住民との交流
		4	生産・流通の振興
	第２節　工業の振興	1	地元企業の育成
		2	市内での連携
	第３節　商業の振興	1	商工業振興基本計画による施策の実施
		2	各地域商業の振興・商業団体の育成
		3	商業経営の安定
	第４節　企業誘致・新産業の創出	1	企業誘致の推進
		2	新産業の創出
	第５節　観光の振興	1	観光の振興
		2	イベント等の充実
	第６節　労働環境の整備	1	就業機会の拡大と安定化
		2	勤労者福祉の充実
第５章　快適な生活環境のまち	第１節　市街地整備の推進	1	市街地の形成
		2	駅周辺まちづくり
	第２節　居住環境の充実	1	公営住宅等の整備促進
		2	多様なニーズへの対応
	第３節　道路の整備	1	市内幹線道路・生活道路等の整備
	第４節　交通の充実	1	公共交通の充実
		2	サイクリング・ネットワークの形成
		3	冬期間交通の確保
	第５節　水道の整備	1	水の安心

		2	水の安定
		3	施設の持続
		4	水道経営基盤の強化
	第６節　下水道の整備	1	下水道の整備と利用の促進
		2	発生汚泥の有効利用
		3	し尿・浄化槽汚泥の処理
	第７節　都市景観の形成	1	景観づくり
		2	景観の維持
	第８節　情報化の推進	1	行政事務の情報化
		2	情報化の環境整備
第６章　計画の実現に向けて	第１節　市民参加・協働の推進	1	市民参加の推進
		2	協働の推進
		3	公益活動の促進
		4	地域コミュニティの醸成
	第２節　平和と人権尊重社会の推進	1	恒久平和の希求
		2	人権意識の啓発
	第３節　男女共同参画の推進	1	男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革
		2	社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
		3	仕事と生活の調和が実現できる環境の整備
		4	あらゆる暴力根絶の取組み
	第４節　行財政運営・行革の推進	1	行財政構造改革の推進
		2	政策評価の充実
		3	健全な財政運営
		4	行政サービスの充実

		5	組織・職員の活性化
		6	新庁舎の整備
	第５節　広域連携の推進	1	広域連携の推進
		2	国・道との連携
	第６節　情報公開・広報広聴の充実	1	情報の共有
		2	情報公開制度の充実
		3	個人情報の保護
		4	広報広聴活動の充実